

22 工事種類別発注者別完成工事高 (税抜き)										
(A) 直前第1年度 (年 月から 年 月まで) 決算より										
工事種類	発注者	公共(官公署、公社等)					民間			合計
		元 請					元 請	下 請	小 計	
		国	愛媛県	市 町	その他	小計				
	土木一式工事	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
許可に係る建設工事	建築一式工事									
その他										
年 計										
(B) 直前第2年度 (年 月から 年 月まで) 決算より										
工事種類	発注者	公共(官公署、公社等)					民間			合計
		元 請					元 請	下 請	小 計	
		国	愛媛県	市 町	その他	小計				
	土木一式工事	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
許可に係る建設工事	建築一式工事									
その他										
年 計										
(C) 直前第3年度 (年 月から 年 月まで) 決算より										
工事種類	発注者	公共(官公署、公社等)					民間			合計
		元 請					元 請	下 請	小 計	
		国	愛媛県	市 町	その他	小計				
	土木一式工事	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
許可に係る建設工事	建築一式工事									
その他										
年 計										

23 表彰受賞歴			24 I S O取得状況 (ISO9000S又はISO14000S)	
表彰の種類	受賞年月日	備考(業種、工事名)	I S Oの種類	取得年月日

25 地域貢献活動の状況				
	活動の概要	主催者	活動期間	活動人数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

26 建設機械の保有状況					
	名 称	種 類	能 力	自 己 保 有 台 数	リ ー ス 数
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

28 障害者雇用状況						
(1) 全労働者について						
通常労働者数 (A)	短時間労働者数 (B)	除外率適用後の算定基礎となる労働者数 (C)				
人	人	$(A + B \times 0.5) \times 0.8$ (小数点以下切捨て) 人				
(2) 法定障害者雇用数について						
法定障害者雇用数 (D)	$C \times 0.018$ (小数点以下切捨て)					人
(3) 全労働者のうち障害者について						
障害の状態		通常労働者	(加重)	短時間労働者	(加重)	加重後小計
身体障害者	重度	人	$\times 2$	人	$\times 1$	人
	重度以外	人	$\times 1$	人	$\times 0.5$	人
知的障害者	重度	人	$\times 2$	人	$\times 1$	人
	重度以外	人	$\times 1$	人	$\times 0.5$	人
精神障害者		人	$\times 1$	人	$\times 0.5$	人
合計 (E)						人
(4) 雇用障害者情報						
個別状況	身体障害者手帳等の番号			障害等級又は程度		
1						
2						
3						
4						
5						
29 主要取引金融機関名 (支店名まで記入すること。)						
				普通 ・ 当座		
				普通 ・ 当座		
				普通 ・ 当座		
				普通 ・ 当座		
				普通 ・ 当座		
30 入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑						
使用印				実印		

○愛媛県告示第1214号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成22年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 施行者の名称
四国中央市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
四国中央都市計画道路事業
3・5・8 塩谷小山線
3・6・10 川の江山田井線

3 事業施行期間

平成22年10月29日から
平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県四国中央市川の江町字枯木、字中田道西、字馬場八屋敷、字馬場、字八将神下及び字八将神西並びに金生町字山之端及び字川閑地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第1215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜港線	新居浜市西の土居町一丁目乙223番5から 同町二丁目乙186番3まで	平成22年10月29日

○愛媛県告示第1216号

大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・本郷地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年10月29日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・本郷地区）計画書の写し
 - (2) 大洲市土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成22年11月1日から11月30日まで
- 3 縦覧場所
大洲市役所

○愛媛県告示第1217号

大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・本村地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年10月29日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・本村地区）計画書の写し
 - (2) 大洲市土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成22年11月1日から11月30日まで
- 3 縦覧場所
大洲市役所

○愛媛県告示第1218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂甲280番地先から 同町山鳥坂甲281番3地先まで	旧	メートル 6.1～8.7	キロメートル 0.099	
			新	6.0～16.1	0.110	

○愛媛県告示第1219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	大洲市肱川町山鳥坂甲280番地先から 同町山鳥坂甲281番3地先まで	平成22年11月1日

公 告

○公 告

平成23年度及び平成24年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を、次のとおり定めた。

平成22年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

平成22年11月10日（水）から12月17日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

また、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

- (1) 請求先

県のホームページのえひめの土木（<http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/index.htm>）からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

- (2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。
- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、平成23年度及び平成24年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 平成25年度及び平成26年度の資格審査

平成25年度及び平成26年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成24年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課建設業係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2644

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年10月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
顕微赤外分光光度計の購入
- (2) 購入物品名及び数量
顕微赤外分光光度計 2式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
平成23年3月23日
- (5) 納入場所
愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
(四国中央市妻鳥町乙127番地)

(6) 入札方法

ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（以下「運用基準」という。）8⁽¹⁾又は⁽²⁾の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成22年12月14日（火）午前9時から同月15日（水）午後1時59分まで

紙入札による場合は、平成22年12月15日（水）午後1時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成22年12月15日（水）午後2時00分

愛媛県総務部会議室（入札室） 本館2階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成22年12月7日（火）午後5時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: FT IR Microscope , 2 set
- (2) Time limit of tender: 1:59 p.m. , 15 December 2010
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL089 912 2156

監 査 公 表

○公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年10月29日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸
 同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 務 管 理 課	平成22年 9 月 6 日
人 事 課	"
財 政 課	"
税 務 課	"
市 町 振 興 課	平成22年 8 月 17 日
私 学 文 書 課	"

行 政 シ ス テ ム 改 革 課	"
企 画 調 整 課	平成22年 8 月 18 日
交 通 対 策 課	"
統 計 課	"
情 報 政 策 課	"
秘 書 課	平成22年 9 月 2 日
広 報 広 聴 課	"
県 民 生 活 課	"
男 女 参 画 課	平成22年 8 月 20 日
県 民 活 動 推 進 課	平成22年 9 月 6 日
人 権 対 策 課	平成22年 9 月 2 日
消 防 防 災 安 全 課	平成22年 8 月 20 日
危 機 管 理 課	"
環 境 政 策 課	平成22年 9 月 2 日
循 環 型 社 会 推 進 課	"
自 然 保 護 課	"
保 健 福 祉 課	平成22年 8 月 26 日
医 療 対 策 課	"
健 康 増 進 課	"
薬 務 衛 生 課	"
子 育 て 支 援 課	平成22年 8 月 23 日
障 害 福 祉 課	"
長 寿 介 護 課	"
産 業 政 策 課	平成22年 8 月 17 日
労 政 雇 用 課	"
産 業 創 出 課	"
経 営 支 援 課	"
観 光 物 産 課	平成22年 8 月 30 日
国 際 交 流 課	"
農 政 課	"
農 業 経 済 課	平成22年 8 月 20 日
ブ ラ ン ド 戦 略 課	平成22年 9 月 1 日
農 地 整 備 課	平成22年 8 月 18 日
農 産 園 芸 課	"
畜 産 課	"
林 業 政 策 課	平成22年 8 月 26 日
森 林 整 備 課	"
漁 政 課	平成22年 9 月 1 日
水 産 課	平成22年 8 月 26 日
漁 港 課	平成22年 9 月 1 日
土 木 管 理 課	平成22年 8 月 25 日
用 地 課	"
河 川 課	平成22年 8 月 20 日
水 資 源 対 策 課	"
港 湾 海 岸 課	"
砂 防 課	平成22年 9 月 1 日

道 路 建 設 課	平成22年 8月24日
道 路 維 持 課	"
都 市 計 画 課	平成22年 9月 1日
都 市 整 備 課	"
建 築 住 宅 課	平成22年 8月20日
出 納 局	平成22年 8月24日
人 事 委 員 会 事 務 局	平成22年 9月 1日
議 会 事 務 局	平成22年 9月 6日
監 査 事 務 局	"
労 働 委 員 会 事 務 局	"

(監査の結果)

平成21年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 生産動態統計調査において、調査員による不適正な調査が行われていたので、再発防止策を検討し、適切な処理に万全を期されたい。

(統計課)

2 県民生活に関する世論調査及び愛媛県政に関する世論調査について、複数年度にわたり集計結果に誤りがあったため、本調査の重要性を認識し、再発防止策を検討し、適切な処理に万全を期されたい。

(広報聴課)

3 代執行費用徴収金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
17年度	6者	57,393,183	

(循環型社会推進課)

4 生活安定資金貸付金償還金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
16年度及び17年度	588者	50,711,670	

(保健福祉課)

5 低所得世帯子弟就学奨励補助金返納金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
11年度及び12年度	1者	132,000	

(保健福祉課)

6 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	750,960	6,220,400	6,971,360	
20年度	250,320	24,127,440	24,377,760	
差引増減	500,640	17,907,040	17,406,400	

(子育て支援課)

7 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	21,897,901	160,089,284	181,987,185	
20年度	21,646,565	141,790,500	163,437,065	
差引増減	251,336	18,298,784	18,550,120	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	1,308,433	18,079,225	19,387,658	
20年度	1,559,421	16,903,769	18,463,190	
差引増減	250,988	1,175,456	924,468	

(子育て支援課)

8 産休等代替職員設置事業費補助金について、一部の補助で事業効果が十分に発現していないと認められるものが見受けられたので、有効性の観点から補助の必要性、妥当性を検討し、改善されたい。また、十分に機能していない代替職員の登録制についても見直しされたい。

(子育て支援課)

9 心身障害者扶養共済年金過払金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度及び20年度	1者	360,000	

(障害福祉課)

10 企業立地促進事業費補助金返還金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度	1者	34,796,000	

(産業政策課)

11 地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
11年度～18年度	2者	121,800	

(労政雇用課)

12 中小企業振興資金特別会計における高度化資金貸付金償還金、繊維工業構造改善資金貸付金償還金、設備近代化資金貸付金償還金及び施設共同化資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(高度化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	0	1,063,846,000	1,063,846,000	
20年度	0	1,073,846,000	1,073,846,000	
差引増減	0	10,000,000	10,000,000	

(繊維工業構造改善資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	0	208,413,679	208,413,679	

20年度	0	221,492,999	221,492,999
差引増減	0	13,079,320	13,079,320

(設備近代化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	0	32,258,998	32,258,998	
20年度	0	32,358,998	32,358,998	
差引増減	0	100,000	100,000	

(施設共同化資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	0	9,322,779	9,322,779	
20年度	0	9,322,779	9,322,779	
差引増減	0	0	0	

(経営支援課)

13 中小企業振興資金特別会計における違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
13年度	1者	18,230	

(経営支援課)

14 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	12,782,000	19,323,044	32,105,044	
20年度	1,875,000	18,778,044	20,653,044	
差引増減	10,907,000	545,000	11,452,000	

(林業政策課)

15 林業改善資金特別会計における違約金(貸付金償還金に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
15年度～16年度 及び 19年度～21年度	5者	2,031,811	

(林業政策課)

16 県有林経営事業特別会計について、平成21年度末の歳入不足額は21億8,653万円余と前年度より3,916万円余悪化していることから、今後とも健全な経営に向けてより一層の努力が望まれる。(森林整備課)

17 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	0	1,430,000	1,430,000	
20年度	1,000,000	3,070,000	4,070,000	
差引増減	1,000,000	1,640,000	2,640,000	

(漁政課)

18 違約金(設計委託業務に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
12年度	1者	210,000	

(漁港課)

19 住宅貸付損害金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	629,222	28,734,283	29,363,505	
20年度	1,879,576	27,616,229	29,495,805	
差引増減	1,250,354	1,118,054	132,300	

(建築住宅課)

20 県営住宅の家賃について、県営住宅管理システムへの入力誤りによる入居者に対する誤請求があったので、再発防止策を徹底して、適切な処理に万全を期されたい。(建築住宅課)

○公表第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年10月29日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局	平成22年7月27日、 平成22年7月28日
総 務 企 画 部	
健 康 福 祉 環 境 部	
四 国 中 央 保 健 所	
産 業 経 済 部	
東 予 家 畜 保 健 衛 生 所	
建 設 部	
四 国 中 央 土 木 事 務 所	
今 治 土 木 事 務 所	
鹿 森 ダ ム 管 理 事 務 所	
黒 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所	
玉 川 ダ ム 管 理 事 務 所	
台 ダ ム 管 理 事 務 所	
出 納 室	

(監査の結果)

平成21年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	472,067,359	820,466,200	1,292,533,559	
20年度	496,844,921	727,760,760	1,224,605,681	
差引増減	24,777,562	92,705,440	67,927,878	

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	113,020	99,000	212,020	
20年度	104,000	0	104,000	
差引増減	9,020	99,000	108,020	

(健康福祉環境部)

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	5,212,648	7,848,302	13,060,950	
20年度	3,395,844	5,116,352	8,512,196	
差引増減	1,816,804	2,731,950	4,548,754	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	165,796	513,376	679,172	
20年度	150,328	363,048	513,376	
差引増減	15,468	150,328	165,796	

(健康福祉環境部)

4 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	2,167,482	4,654,500	6,821,982	
20年度	3,580,700	2,675,800	6,256,500	
差引増減	1,413,218	1,978,700	565,482	

(建設部)

5 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
19年度	1者	115,688	

(建設部)

6 県営住宅の家賃について、電算システムへの入力誤りによる入居者に対する誤請求があったので、再発防止策を検討し、適切な処理に万

全を期されたい。(建設部)
 7 証明事務に係る証紙収入(2件)について、証明事務等に係る手数料料金が改正されていたにもかかわらず、改正前の額を徴収していたため、計200円が不足していた。(四国中央土木事務所)
 8 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	986,500	3,723,100	4,709,600	
20年度	2,270,700	3,394,000	5,664,700	
差引増減	1,284,200	329,100	955,100	

(今治土木事務所)

9 違約金(工事請負契約及び設計委託業務に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
13年度及び14年度	2者	109,725	

(今治土木事務所)

10 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
14年度	1者	37,925	

(今治土木事務所)

○公表第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年10月29日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸
 同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成22年7月22日
健 康 福 祉 環 境 部	"
産 業 経 済 部	平成22年7月22日、 平成22年7月23日
中 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成22年7月23日
建 設 部	"
久 万 高 原 土 木 事 務 所	"
出 納 室	平成22年7月22日

(監査の結果)

平成21年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 新ふるさと総合支援事業費補助金について、実績報告書が22年度に入って補助事業者から提出されていたため、年度内に実施すべき完了検査が年度を越えて行われていた。(総務企画部)

2 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	816,159,440	1,601,185,028	2,417,344,468	
20年度	912,979,518	1,549,059,053	2,462,038,571	
差引増減	96,820,078	52,125,975	44,694,103	

(総務企画部)

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	346,900	993,136	1,340,036	
20年度	758,456	354,680	1,113,136	
差引増減	411,556	638,456	226,900	

(健康福祉環境部)

4 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	1,118,121	4,109,967	5,228,088	
20年度	796,046	3,757,084	4,553,130	
差引増減	322,075	352,883	674,958	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	0	1,674,764	1,674,764	
20年度	0	1,728,264	1,728,264	
差引増減	0	53,500	53,500	

(健康福祉環境部)

5 違約金（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
13年度	1者	3,965,000	

(産業経済部)

6 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
16年度	1者	97,016	

(産業経済部)

7 給与資金前渡担任者の預金口座について、平成14年11月12日に入金のあった3,071円を放置していたほか、預金利子9円を収入していなかった。

(産業経済部)

8 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	15,045,900	47,676,130	62,722,030	
20年度	19,547,700	42,291,580	61,839,280	
差引増減	4,501,800	5,384,550	882,750	

(建設部)

9 違約金（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
13年度及び19年度	3者	1,060,946	

(建設部)

10 損害弁償金について、条例の規定がないにもかかわらず延滞金を徴収していたので、適切な徴収及び債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
19年度	1者	633,000	

(建設部)

11 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息（工事請負契約に伴うもの。）について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
19年度及び21年度	2者	55,087	

(建設部)

12 県営住宅の家賃について、電算システムへの入力誤りによる入居者に対する誤請求があったので、再発防止策を検討し、適切な処理に万全を期されたい。

(建設部)

13 港湾局部改良工事（松局・可浮改第16号の2）において、別途発注工事に支給する工事材料を購入していたが、発注計画、現場等諸条件に配慮しつつも、実態に即した間接工事費を計上するなど、より一層の経済性に留意して設計積算されたい。

(建設部)

○公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年10月29日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成22年7月30日、 平成22年8月5日
健 康 福 祉 環 境 部	平成22年7月30日、 平成22年8月5日
産 業 経 済 部	平成22年7月30日、 平成22年8月5日、 平成22年8月6日
南 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成22年7月30日

建設部	平成22年8月6日
大洲土木事務所	平成22年7月30日
八幡浜土木事務所	〃
西予土木事務所	〃
愛南土木事務所	平成22年8月6日
須賀川ダム管理事務所	〃
山財ダム管理事務所	〃
出納室	〃

(監査の結果)

平成21年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	178,372,357	348,065,526	526,437,883	
20年度	208,719,749	309,045,854	517,765,603	
差引増減	30,347,392	39,019,672	8,672,280	

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	555,900	6,586,333	7,142,233	
20年度	3,767,411	3,070,922	6,838,333	
差引増減	3,211,511	3,515,411	303,900	

(健康福祉環境部(地域福祉課))

3 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	2,580,970	4,700,631	7,281,601	
20年度	2,187,774	3,671,820	5,859,594	
差引増減	393,196	1,028,811	1,422,007	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	120,716	1,600,446	1,721,162	
20年度	49,382	1,600,446	1,649,828	
差引増減	71,334	0	71,334	

(健康福祉環境部)

4 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	138,000	638,082	776,082	
20年度	591,082	247,000	838,082	
差引増減	453,082	391,082	62,000	

(健康福祉環境部(八幡浜支局福祉室))

5 現金支給する職員(1名)の給与について、給与資金前渡担当者預金口座に入金があったから11か月以上経過して支給していた。

(産業経済部)

6 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	866,800	1,403,000	2,269,800	
20年度	1,254,100	1,211,900	2,466,000	
差引増減	387,300	191,100	196,200	

(建設部)

7 住宅貸付料について、収入未済額の縮減に一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	0	558,200	558,200	
20年度	0	558,200	558,200	
差引増減	0	0	0	

(大洲土木事務所)

8 違約金(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
20年度	1者	46,725	

(大洲土木事務所)

9 契約解除に伴う前払金余剰額に対する利息(工事請負契約に伴うもの。)について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者	収入未済額(円)	備考
20年度	1者	7,377	

(大洲土木事務所)

10 住宅貸付料について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	70,800	1,334,600	1,405,400	
20年度	207,200	1,144,300	1,351,500	
差引増減	136,400	190,300	53,900	

(八幡浜土木事務所)

○公表第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、

監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年10月29日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸
 同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 京 事 務 所	平成22年 4 月 9 日
研 修 所	"
消 防 学 校	"
消 費 生 活 セ ン タ ー	"
医 療 技 術 大 学	"
中 央 児 童 相 談 所	平成22年 5 月20日
東 予 児 童 相 談 所	平成22年 5 月12日
南 予 児 童 相 談 所	平成22年 4 月13日
食 肉 衛 生 検 査 セ ン タ ー	平成22年 5 月20日
動 物 愛 護 セ ン タ ー	平成22年 5 月18日
衛 生 環 境 研 究 所	平成22年 5 月20日
心 と 体 の 健 康 セ ン タ ー	平成22年 4 月 9 日
歯 科 技 術 専 門 学 校	"
看 護 専 門 学 校	平成22年 5 月12日
身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	平成22年 5 月20日
婦 人 相 談 所	"
知 的 障 害 者 更 生 相 談 所	"
子 ど も 療 育 セ ン タ ー	平成22年 5 月18日
え ひ め 学 園	平成22年 4 月 9 日
計 量 検 定 所	平成22年 5 月20日
産 業 技 術 研 究 所	平成22年 4 月 9 日、 平成22年 4 月16日、 平成22年 5 月12日、 平成22年 5 月18日
新 居 浜 高 等 技 術 専 門 校	平成22年 4 月 9 日
今 治 高 等 技 術 専 門 校	"
松 山 高 等 技 術 専 門 校	平成22年 5 月20日
宇 和 島 高 等 技 術 専 門 校	平成22年 4 月13日
大 阪 事 務 所	平成22年 5 月10日
病 害 虫 防 除 所	平成22年 4 月 9 日
農 業 大 学 校	"
農 林 水 産 研 究 所	平成22年 4 月 9 日、 平成22年 4 月13日、 平成22年 4 月16日、 平成22年 5 月12日
家 畜 病 性 鑑 定 所	平成22年 4 月13日

(監査の結果)

平成21年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 授業料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	535,800	189,600	725,400	平成21年12月31日現在(対前年同月比)
20年度	267,900	310,500	578,400	
差引増減	267,900	120,900	147,000	

(医療技術大学)

2 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	5,593,980	45,944,033	51,538,013	平成21年12月31日現在(対前年同月比)
20年度	5,128,640	49,008,463	54,137,103	
差引増減	465,340	3,064,430	2,599,090	

(中央児童相談所)

3 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	10,099,718	1,163,840	11,263,558	平成21年12月31日現在(対前年同月比)
20年度	1,003,390	10,390,008	11,393,398	
差引増減	9,096,328	9,226,168	129,840	

(東予児童相談所)

4 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	845,010	4,602,230	5,447,240	平成21年12月31日現在(対前年度比)
20年度	868,020	5,446,980	6,315,000	
差引増減	23,010	844,750	867,760	

(南予児童相談所)

5 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	1,471,560	2,044,793	3,516,353	平成21年12月31日現在(対前年同月比)
20年度	1,591,501	1,165,686	2,757,187	
差引増減	119,941	879,107	759,166	

(子ども療育センター)

6 産業廃棄物の収集運搬処分に係る委託契約(平成20年度分)について、次のとおり改善を要する点があった。

- ・収集運搬業務と処分業務を一つの業務とした随意契約であったにもかかわらず、処分業の許可を有しない者から見積りを徴し、その者と契約を締結していた。また、別途処分業務を処分業の許可を有する者へ委託したところ、適正な会計手続をとっていなかった。
- ・検査調書を作成していなかった。

(産業技術研究所)

7 生産品について、水稻種子は平成21年5月に、麦種子は10月に売却処分を行っていたにもかかわらず、これらの収入調定が22年2月と著

しく遅延していた。(農林水産研究所)

8 生産品(水稲及び麦の原種、原々種)について、実際の保管数量と生産品受払簿の現在数量に差異が認められたため、種子の重要性を認識し、品種ごとの保管数量が把握できるよう、生産、保管の適切な管理方法を検討されたい。(農林水産研究所)

9 研修施設の調理員(日々雇用職員)の雇用及び給食費徴収金について、次のとおり改善を要する点があった。

- ・調理員の勤務時間は、勤務体制によって異なるため、勤務時間を確認できる記録等を保管するなどして的確に勤務実績を把握されたい。
- ・研修生から徴収する給食費徴収金は私費会計として調理員が取り扱っているが、現金出納簿や領収書等が整備されていなかったため、適正な管理方策を検討されたい。(農林水産研究所)

○公表第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年10月29日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸
 同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	平成22年 8月25日
生 涯 学 習 課	"
義 務 教 育 課	平成22年 8月23日
高 校 教 育 課	"
人 権 教 育 課	"
特 別 支 援 教 育 課	"
文 化 振 興 課	平成22年 8月25日
文 化 財 保 護 課	"
保 健 ス ポ ー ツ 課	"
中 予 教 育 事 務 所	平成22年 5月18日
東 予 教 育 事 務 所	平成22年 4月 9日
南 予 教 育 事 務 所	平成22年 5月31日
総 合 教 育 セ ン タ ー	平成22年 4月 9日
総 合 科 学 博 物 館	"
歴 史 文 化 博 物 館	"
図 書 館	平成22年 5月18日
美 術 館	"
川 之 江 高 等 学 校	平成22年 1月21日
三 島 高 等 学 校	"
土 居 高 等 学 校	"
新 居 浜 東 高 等 学 校	"
新 居 浜 西 高 等 学 校	"
新 居 浜 南 高 等 学 校	"
新 居 浜 工 業 高 等 学 校	"
新 居 浜 商 業 高 等 学 校	平成22年 2月18日
西 条 高 等 学 校	"

西 条 農 業 高 等 学 校	平成22年 1月21日
小 松 高 等 学 校	平成22年 2月16日
東 予 高 等 学 校	"
丹 原 高 等 学 校	"
今 治 西 高 等 学 校	平成22年 1月21日
今 治 南 高 等 学 校	平成22年 2月16日
今 治 北 高 等 学 校	平成22年 1月21日
今 治 工 業 高 等 学 校	平成22年 2月16日
伯 方 高 等 学 校	平成22年 1月21日
弓 削 高 等 学 校	"
北 条 高 等 学 校	"
松 山 東 高 等 学 校	平成22年 2月16日
松 山 南 高 等 学 校	平成22年 1月27日
松 山 北 高 等 学 校	平成22年 1月21日
松 山 中 央 高 等 学 校	"
松 山 工 業 高 等 学 校	"
松 山 商 業 高 等 学 校	"
東 温 高 等 学 校	"
上 浮 穴 高 等 学 校	平成22年 2月18日
小 田 高 等 学 校	"
伊 予 農 業 高 等 学 校	平成22年 1月27日
伊 予 高 等 学 校	"
中 山 高 等 学 校	"
大 洲 高 等 学 校	平成22年 1月21日
大 洲 農 業 高 等 学 校	"
長 浜 高 等 学 校	"
内 子 高 等 学 校	"
八 幡 浜 高 等 学 校	"
八 幡 浜 工 業 高 等 学 校	"
川 之 石 高 等 学 校	"
三 崎 高 等 学 校	"
三 瓶 高 等 学 校	"
宇 和 高 等 学 校	"
野 村 高 等 学 校	"
宇 和 島 東 高 等 学 校	"
宇 和 島 水 産 高 等 学 校	平成22年 1月28日
吉 田 高 等 学 校	平成22年 1月21日
三 間 高 等 学 校	平成22年 1月28日
北 宇 和 高 等 学 校	"
津 島 高 等 学 校	平成22年 1月27日
南 宇 和 高 等 学 校	"
今 治 東 中 等 教 育 学 校	平成22年 1月28日
松 山 西 中 等 教 育 学 校	平成22年 1月21日
宇和島南中等教育学校・高等学校	"
松 山 盲 学 校	"
松 山 聾 学 校	"

しげのぶ特別支援学校	”
みなら特別支援学校	”
今治特別支援学校	平成22年1月28日
宇和特別支援学校	平成22年1月21日

(監査の結果)

平成21年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	25,851,000	19,668,000	45,519,000	
20年度	18,380,000	13,574,000	31,954,000	
差引増減	7,471,000	6,094,000	13,565,000	

(教育総務課)

2 職員(1名)の単身赴任手当(加算額)について、認定した交通距離は最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により算定されているとはいえないため、計24,000円(平成21年4月から7月までの4か月分)が過支給となっていた。(高校教育課)

3 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	54,784,351	282,697,405	337,481,756	
20年度	49,788,467	235,769,897	285,558,364	
差引増減	4,995,884	46,927,508	51,923,392	

(人権教育課)

4 職員の週休日及び勤務時間の割振りについて、「職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例」の定めにより、人事委員会の承認を得て割振りを定めていたところ、適正な割振りとなっていなかった。(美術館)

5 高速道路を利用して通勤している職員(1名)の通勤手当について、交通用具の使用距離は高速道路を利用するかどうかにかかわらず最短距離で認定しなければならないと誤ったため、計115,000円(平成19年12月から21年12月までの25か月分)が支給不足となっていた。(川之江高等学校)

6 第一教棟耐震改修工事に伴う仮設・移設工事設計業務委託契約について、光ケーブル専用線移設工事に係る部分は、同専用回線の契約の相手方であれば無償で行うことができたものであったため、予定価格の積算において135,450円が過大となっていた。(三島高等学校)

7 平成20年度に納入のあった物品について、21年度及び22年度の予算で分割して支出していたものがあつた。(松山北高等学校)

8 更紙・コピー用紙外5件の契約(単価契約)について、それぞれ4月から8月までの購入代金(計722,185円)を、平成21年10月16日にまとめて支払っていた。(東温高等学校)

9 第二教棟屋上防水工事(第1号)について、作業用外部足場の面積が減少したことから設計変更を行うべきところ、これに替えて音楽室の壁クロスの張り替え工事を請負者に実施させていた。(伊予農業高等学校)

10 教師用指導書の購入(計451,985円)について、完了検査から5か

月以上経過して代金を支払っていた。(大洲高等学校)
11 現金支給する職員(1名)の給与について、支給定日から28日経過して支給していた。(吉田高等学校)
12 非常勤講師(中等教育学校相談員)の報酬について、勤務条件説明書で定めた支給日から11日経過して支給していた。

(宇和島南中等教育学校・高等学校)

13 電話交換機取替工事(第2号)について、電話回線接続数を拡張するフリーポートライセンスは必要なかったため、工事原価で86,904円が過大となっていた。(今治特別支援学校)

14 特別支援教育就学奨励費(知的障害部門)について、特別の理由がないにもかかわらず遅延して支給していた。(宇和特別支援学校)

○公表第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年10月29日

愛媛県監査委員	和 氣 政 次
同	本 宮 勇
同	赤 松 泰 伸
同	岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成22年8月30日
四 国 中 央 警 察 署	平成22年4月9日
新 居 浜 警 察 署	平成22年5月12日
西 条 警 察 署	平成22年4月9日
西 条 西 警 察 署	平成22年5月18日
今 治 警 察 署	平成22年4月9日
伯 方 警 察 署	平成22年4月16日
松 山 東 警 察 署	平成22年4月9日
松 山 西 警 察 署	平成22年4月13日
松 山 南 警 察 署	平成22年4月9日
久 万 高 原 警 察 署	平成22年5月12日
伊 予 警 察 署	平成22年4月9日
大 洲 警 察 署	平成22年4月16日
八 幡 浜 警 察 署	平成22年4月9日
西 予 警 察 署	平成22年4月16日
宇 和 島 警 察 署	平成22年4月13日
愛 南 警 察 署	平成22年4月9日

(監査の結果)

平成21年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 放置違反金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	8,371,000	17,621,763	25,992,763	
20年度	9,993,000	15,547,763	25,540,763	

差引増減	1,622,000	2,074,000	452,000
------	-----------	-----------	---------

(警察本部)

2 損害弁償金について、適切な債権管理が望まれる。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
17年度及び19年度	2者	1,353,000	

(警察本部)

3 延滞金(放置違反金に伴うもの。)について、収入未済額の縮減に、より一層努められたい

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
21年度	878,700	408,600	1,287,300	
20年度	306,300	119,800	426,100	
差引増減	572,400	288,800	861,200	

(警察本部)

4 停止処分者講習業務委託契約について、予定価格は職員6名の人件費の総価で積算されていたところ、業務の実態と乖離したものであったため、業務内容を精査し、より合理的に積算するとともに、経済性、効率性を考慮して、類似する他業務と一括して契約することを検討されたい。(警察本部)

5 職員の不注意により警察車両による事故が多発(6件)し、当該車両の毀損があったので、事故防止を徹底されたい。(警察本部)

6 職員(2名)の単身赴任手当(加算額)について、認定した交通距離は最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により算定されているとはいえないため、計72,000円(平成21年4月から22年1月までの10か月分)が過支給となっていた。

(四国中央警察署)

7 ホームページを更新した際、誤って窃盗容疑で摘発、補導した少年の実名などを数日間閲覧できる状態にしており、警察行政に対する県民からの信頼を損なわせたことは極めて遺憾である。加えて、証明事務等に係る手数料の額が平成21年4月に改正されていたにもかかわらず従前の額を掲載していた事例もあり、ホームページにおける広報体制を点検・整備し、再発防止に万全を期されたい。(新居浜警察署)

8 平成21年10月31日に発生した容疑者逃走事件については、護送勤務員が基本的事項を遵守しなかったため発生し、これにより地域住民に多大な不安を与えたとともに、身柄確保までに多額の費用を要し、警察行政に対する県民からの信頼を損なわせたことは極めて遺憾である。再発防止に向けた改善措置を速やかに講じるとともに、全職員に対して、遵守すべき基本の励行はもとより、緊張感を持って職務を遂行するよう指導教養を徹底されたい。(今治警察署)

9 職員(1名)の単身赴任手当(加算額)について、認定した交通距離は最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により算定されているとはいえないため、計132,000円(平成20年4月から22年1月までの22か月分)が過支給となっていた。

(宇和島警察署)

○公表第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年10月29日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸

同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
公 営 企 業 管 理 局	
総 務 課	平成22年6月23日
発 電 工 水 課	"
県 立 病 院 課	"
銅 山 川 発 電 所	平成22年6月22日
松 山 発 電 工 水 管 理 事 務 所	平成22年5月31日
今 治 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	"
西 条 地 区 工 業 用 水 道 管 理 事 務 所	平成22年6月22日
中 央 病 院	平成22年6月23日
今 治 病 院	平成22年5月31日
南 宇 和 病 院	"
新 居 浜 病 院	平成22年6月22日

(監査の結果)

平成21年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 電気事業

行政財産使用料(1件3,000円)が未調定となっていた。

(銅山川発電所)

2 工業用水道事業

(1) 今治地区工業用水道事業については、給水能力に見合う契約給水量の確保により経営成績自体は安定しているものの、実績給水量の減少傾向が続いていることから、給水契約の維持や新規需要の開拓など、事業の安定を持続させるための取組が望まれる。

西条地区工業用水道事業については、今後は収入に見合った経営がなされるものと期待しているが、長期借入金及び企業債をあわせると236億円余の借入残高があるなど、依然として厳しい財政状態にあることから、引き続き企業立地の促進等による新規需要の開拓等に努力を払われたい。

附帯事業(土地造成事業)については、当年度は県内企業1社に約1,900㎡を売却したが、今後とも未処分地約11万8千㎡の早期売却等に努められたい。

(2) 営業未収金(納期到来分)について、早期回収に引き続き努められたい。

(平成22年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 給水料金	5,135,820	0	5,135,820
今治地区工業用水道 給水料金	1,613,178	0	1,613,178
計	6,748,998	0	6,748,998

(3) 営業外未収金(納期到来分)について、早期回収に引き続き努められたい。

(平成22年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
西条地区工業用水道 超過料金	224,064	0	224,064
西条地区工業用水道 土生川幹線工事負担 金	1,388,852	0	1,388,852
計	1,612,916	0	1,612,916

(4) 附帯事業未収金について、早期回収に、より一層努められたい。

(平成22年3月31日現在 単位:円)

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
造成土地売却等に伴う割賦代金・割賦利息	4,003,427	2,541,578	6,545,005

3 病院事業

(1) 経営成績については、医業損失は前年度より5億4,682万円減の38億9,477万円、経常損失は前年度より2億3,654万円減の11億7,708万円となったものの、三島病院譲渡に伴う特別損失19億7,000万円を計上したことにより、純損失は前年度より16億5,284万円悪化し、30億6,645万円となっている。

また、累積欠損金も前年度の200億427万円から、当年度末には230億7,072万円に増加しており、長期借入金及び企業債の借入残高283億円余とあわせ非常に厳しい財政状態となっている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しさを増しているものと思われるが、今後は中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が地域の中核病院として県民医療の確保を図りながら、一層の経営健全化に取り組むことを期待する。

(2) 個人医業未収金（納期到来分）について、早期回収に、より一層努められたい。

（平成22年3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	227,733,681	61,486,466	289,220,147
今治病院	54,732,867	17,187,264	71,920,131
南宇和病院	31,538,753	9,607,640	41,146,393
新居浜病院	42,306,456	14,547,996	56,854,452
計	356,311,757	102,829,366	459,141,123

(3) 医業外未収金（納期到来分）について、早期回収に引き続き努められたい。

（平成22年3月31日現在 単位：円）

区 分	過年度未収金 (a)	現年度未収金 (b)	未 収 金 合 計 (a)+(b)
中央病院	1,030,982	1,333,813	2,364,795
今治病院	141,580	52,680	194,260
南宇和病院	110,590	24,380	134,970
新居浜病院	199,890	33,520	233,410
計	1,483,042	1,444,393	2,927,435

(4) 廃止された三島病院に係る個人医業未収金（納期到来分）及び医業外未収金（納期到来分）について、県立病院課において適切に債権管理を行うとともに、早期回収に努力が望まれる。

（平成22年3月31日現在 単位：円）

区 分	未 収 金	備 考
個人医業未収金	24,862,943	

医業外未収金	273,710
計	25,136,653

(5) 廃止された北宇和病院に係る個人医業未収金及び医業外未収金について、早期回収に引き続き努められたい。

（平成22年3月31日現在 単位：円）

区 分	未 収 金	備 考
個人医業未収金	6,998,770	
医業外未収金	897,453	
計	7,896,223	

(6) 県立病院看護職員修学奨励金返納金に係る未収金について、早期回収に引き続き努められたい。

調定年度	債務者	収入未済額（円）	備 考
13年度及び14年度	1者	352,000	

(7) 警備業務委託契約（旧三島病院執行分）について、指名競争入札、再度の入札及び随意契約を実施したが、予定価格の制限の範囲内の価格での入札等がなかったところ、予定価格を変更する合理的な理由がないにもかかわらず、これを変更して新たな指名競争入札を実施していた。

(8) 資金前渡しした文献複写料及び手数料について、資金前渡担任者が前渡資金を精算することなく1月を超えて保管、使用し、次年度に繰り越して使用していた。前渡資金は公金であることを認識し、預金により保管するなど、資金前渡担任者による安全確実な管理方法を検討されたい。（中央病院）

(9) 医事会計・夜間休日受付業務委託契約について、次のとおり改善を要する点があった。

- ・一般競争入札、再度の入札及び随意契約を実施したが、予定価格の制限の範囲内の価格での入札等がなかったところ、予定価格を変更する合理的な理由がないにもかかわらず、これを変更して特命随意契約を実施していた。
- ・代理人が入札していたにもかかわらず、委任状が保存されていなかった。
- ・契約締結後、精神病棟の休止に伴い入院医事業務量の減少が見込まれたので、契約変更について受託者と協議すべきであった。
- ・レセプト査定分析結果を調査したところ、保険者から同じ理由により査定を受けていたものが散見されたので、当該分析結果を生かせるよう検討されたい。
- ・業務仕様書に従い、受託者に対し増収可能項目等の提案を積極的に求めるなど、契約の効果を発揮されたい。（今治病院）

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第9号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年10月29日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課（第16号から第22号まで及び第26号の事務にあっては、教職員厚生室の所掌とする。）</p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 委員会の委員長、委員及び教育長の秘書に関すること。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>(23) 省略</p> <p>(24) 省略</p> <p>(25)～(28) 省略</p> <p>省略</p>	<p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課（第15号から第21号まで及び第26号の事務にあっては、教職員厚生室の所掌とする。）</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>(23) 省略</p> <p><u>(24) 教育長の秘書に関すること。</u></p> <p>(25)～(28) 省略</p> <p>省略</p>

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年10月29日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積等

所在地	地目	地積	予定価格
今治市南日吉町三丁目甲232番7	宅 地	291.55㎡	13,700,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者であること。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- (2) 入札参加申込書の提出
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。
ア 提出期間
平成22年10月29日（金）から11月17日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)12 2794

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成22年11月17日(水)午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成22年11月10日(水)午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成22年12月2日(木)午後1時30分

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県今治市石井町四丁目5番5号

愛媛県立今治病院2階講堂

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規

則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。